

正会員・一般会員 各位

特定非営利活動法人  
福岡県ライフセービング協会  
理事長 田原 幸佑

## 定款の変更について（通知）

下記のとおり定款を変更することについて、福岡県知事から特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたので、通知します。

## 記

## 1 変更の内容

旧（現行）	新（変更後）
第14条 <u>理事は、理事会において選任する。</u> <u>2 監事は、総会において選任する。</u> 3 （略） 4 （略） 5 （略） 第16条 （略） 2 （略） 3 （略）	第14条 <u>理事及び監事は、総会において選任する。</u> 2 （略） 3 （略） 4 （略） 第16条 （略） 2 <u>前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</u> 3 （略） 4 （略）
第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、 <u>理事は理事会の議決により、監事は総会の議決によりこれを解任することができる。</u> （以下略）	第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、 <u>総会において正会員総数の4分の3以上の議決によりこれを解任することができる。</u> （以下略）
第25条 （略） (1)-(5) （略） (6) <u>監事の選任又は解任、役員</u> の職務及び報酬に関する事項 (7), (8) （略）	第25条 （略） (1)-(5) （略） (6) <u>役員</u> の選任又は解任、職務及び報酬に関する事項 (7), (8) （略）
	附 則 <u>この定款は、令和6年12月1日から施行する。</u>

## 2 変更の理由

事業年度の末日と役員任期の末日が同一日であり、法人運営に支障をきたしているため、役員任期の「伸長規定」を追加する。

以 上